

民法 出題の意図

問題1

民法における基本的な概念について、抽象的な定義、関連条文、具体例を説明させることにより、当該概念の理解を確認する問題である。基本的な法的概念は、法解釈の基本であり、それを習得することは法解釈の上での必要条件である。実務法曹となるための学習を進めていく上での最低限のスタートラインに立っているかを確認する問題である。

問題2

無権利者は権利を移転できないこと（無権利の法理）、不動産登記に公信力がないことに関する理解を問う問題である。この点は、現行法についての極めて基本的な事項についての確認である。さらに、多くの学生が誤解しがちな以下の点についても確認する。すなわち、問題の事例は、判例では、民法94条2項（+民法110条）の適用・類推適用の問題とはならないことについての理解についても確認する。本問における権利者には、従来の議論における「帰責性」を認定することができない。仮に民法94条2項（+民法110条）の類推適用を認める結論を採るのであれば、特に帰責事由について、類推適用をしなければならない十分に説得的な理由を付すことを求めている。

（対照判例：最判平成18年2月23日民集60巻2号546頁）